開発事業及び公共事業における雨水浸透計画

※都市計画法第29条の開発行為に該当する場合は，本設計法によらず東京都編・都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準による。

１　事業総面積

（ ）㎡・・・・・・・・・・・・（Ａ）

２　土地利用形態による面積

　屋根面積　（ ）㎡・・・・・・・・・・・・（Ｂ）

　緑地面積　（ ）㎡・・・・・・・・・・・・（Ｃ）

　その他面積（ ）㎡・・・・・・・・・・・・（Ｄ）

 ※Ｄ＝Ａ－Ｂ－Ｃ

３　当事業に必要な設計浸透量

　屋根面積Ｂ×流出係数（0.90）

　＋緑地面積Ｃ×流出計数（0.15）

　＋その他面積Ｄ×流出係数（0.85）・・・・・・・・・・・・・・（Ｅ）

 Ｅ×計画浸透雨水量（公共事業以外→0.03，公共事業→0.05）

 ＝（ ）㎥／時・・・・・・・（Ｆ）

４　設置する雨水浸透施設の設計浸透量

雨水浸透ます

Ｎｏ　 ます内径 単位設計浸透量　㎥／（時・基）

 １　　φ150mm　（　　）基　×　0.23 ＝　（ ）

 ２　　φ200mm　（　　）基　×　0.30 ＝　（ ）

 ３　　φ250mm　（　　）基　×　0.46 ＝　（ ）

 ４　　φ300mm　（　　）基　×　0.55 ＝　（ ）

 ５　　φ350mm　（　　）基　×　0.76 ＝　（ ）

 ６　　φ400mm　（　　）基　×　0.87 ＝　（ ）

 ７　　φ500mm　（　　）基　×　1.47 ＝　（ ）

＋）

 上記計算による設計浸透量の合計値 　　（ ）

・・・・・・・・・・（Ｇ）

雨水浸透トレンチ

Ｎｏ　　管内径　　　砕石 単位設計浸透量　㎥／（時・ｍ）

 １　　φ 75mm　　250×280　（　　）ｍ　×　0.25　＝　（ ）

 ２　　φ100mm　　300×325　（　　）ｍ　×　0.28　＝　（ ）

 ３　　φ125mm　　350×375　（　　）ｍ　×　0.32　＝　（ ）

 ４　　φ150mm　　400×420　（　　）ｍ　×　0.36　＝　（ ）

 ５　　φ200mm　　550×560 （　　）ｍ　×　0.50　＝　（ ）

 ６　　φ200mm　 750×700 （　　）ｍ　×　0.66　＝　（ ）

＋）

 上記計算による設計浸透量の合計値 　　 （ ）

・・・・・・・・・・（Ｈ）

設置する雨水浸透施設の設計浸透量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ｉ）

 Ｉ　＝　Ｇ　＋　Ｈ

５　当事業における雨水浸透計画の可否

　Ｆ　＞　Ｉ　の場合

否・・・当事業において必要な設計浸透量が不足している。

　Ｆ　≦　Ｉ　の場合

 可・・・当事業において必要な設計浸透量が確保されている。